

水 拓

11

目 次

漁業就業者の一年間の動き.....	水産課調整係... 1
第8回兵庫県漁協婦人部大会開催さる.....	2
但馬漁業センター竣工.....	3
漁 港 (13)	佐竹漁港係長... 5
研 究 課 題.....	6
漁港協会だより.....	8
水試ニュース.....	11

漁業就業者の一年間の動き

水産課 調整係

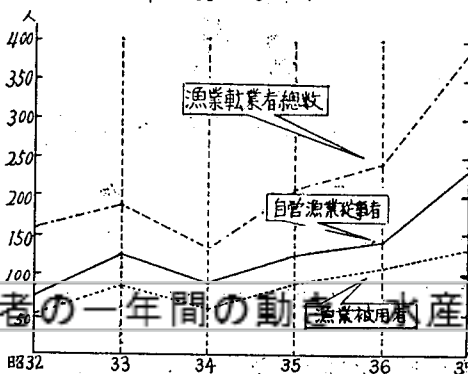
県水産課では、漁業構造改善促進対策事業を実施するための基礎資料の一つとして、昭和三十六年十月一日現在で沿海市町および漁業協同組合の協力を得て、県内全漁家の漁家台帳を作成（集計分析結果は、本紙でも発表）したが、この漁家台帳を作ってから後の漁業就業者の移動状況を把握し、漁業就業構造改善対策事業の資料とするため、毎年、十月一日現在で漁業就業者の転出、転入等の状況を調査することとした。

次に述べる調査結果は、さきに漁家台帳を作成した昭和三十六年十月一日現在から昭和三十七年十月一日現在までの一年間の漁業就業者の移動状況について調査したものを、集計し分析したものである。

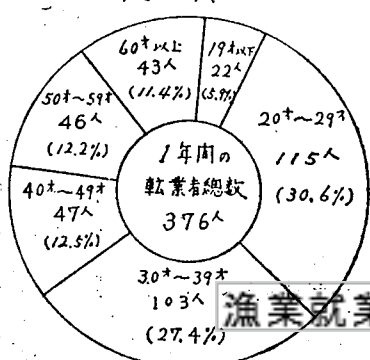
(一) 転業者
漁業就業者であって、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年十月一日までの一年間に漁業をやめ他産業に転業した者（老年等により引退した者を含む）の総数は、三七六人で、これをさきに調査した漁業就業者の転業状況調査結果（昭和三十二

年〜三十六年の転業者について調査）とあわせて年次別の転業者数をみると、図1のとおりで、昭和三十五年以來、毎年、転業者の数が増加している。

(図1) 年次別漁業転業指数



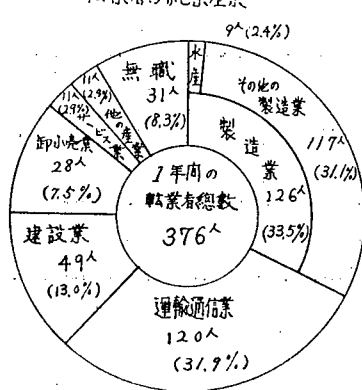
(図2) 転業者の年齢



漁業就業者の一年間の動き

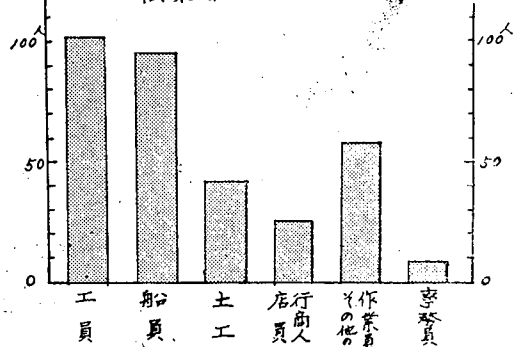
次に、この一年間に転業した者の年齢をみると、図2のとおりで、二〇代が最も多く、これに次いで三〇代、次が四〇代、五〇代と高年齢になるに従って少なくなっている。一〇代の転業者の少ないのは、この年齢層の漁業就業者の数が少ないのと、他産業に行きたい者の殆んどが、学校卒業と同時に他産業に就業しているためであろう。

(図3) 転業者の就業産業



次に、一年間に転業した者が、どのような産業に就業したかについて「日本標準産業分類」によって分類してみると、図3のとおりで、製造業（主として工具）に転業した者が最も多く、この製造業の中には一部水産製造業も含まれている。製造業のほか、転業者の就業した産業で多いのは運輸通信業、建設業、卸小売業等で、これは、図4の転業者の就業職種別人員でわかるよ

(図4) 転業者の就業職種



うに、運輸通信業では船員になった者が多いためであり、建設業では大工に、卸小売業では小売商人、特に魚の行商人になった者が多いためである。

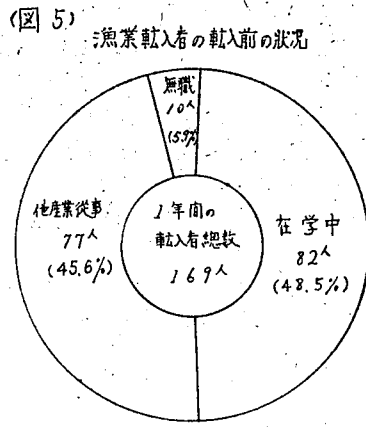
(二) 死亡者

昭和三十六年十月一日から昭和三十七年十月一日までの一年間に死亡した漁業就業者は、一四五人で、年齢別にみると高年齢になるに従って死亡者数が多い。

(三) 転入者

一年間に漁業に転入してきた者の総数は、一六九人で、これらの転入者が転入前にどのようなことをしていたのか、その状況をみると、図5

のとおりで、在学中の者が八二人（四八・五％）、他産業に従事していた者が七十七人（四五・六％）、無職の者が一〇人（五・九％）となっている。

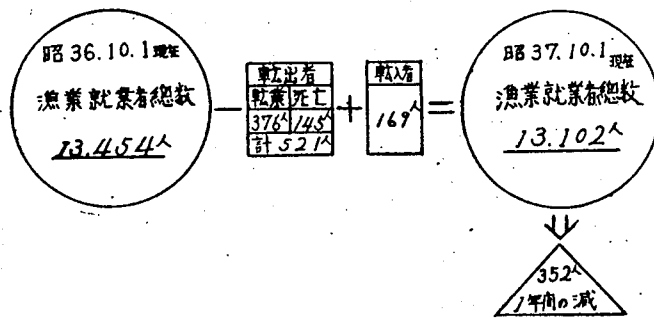


無職の者十人のうち五人は、老年のため一旦漁業から引退して家族の扶養をうけていたが、人手不足のため、又出漁をはじめた者（男）であり、あとの五人は、漁家の婦人で、今まで家事、内職等をしていたが、これも人手不足によって出漁をはじめた人達である。

四) 漁業就業者の総数と平均年齢
以上、昭和三十六年十月一日から昭和三十七年十月一日までの一年間の漁業就業者の転出、転入状況について述べてきたが、これらの転出、転入によって、本県漁業就業者の総

数が何人になったかについて、みてみると、図6のとおりで、昭和三十六年十月一日現在において本県に、一三、四五四人いた漁業就業者が、昭和三十七年十月一日現在では、一三、一〇二人となり、この一年間に三五二人が減少している。
又これら漁業就業者の平均年齢を、昭和三十六年十月一日現在と昭和三十七年十月一日現在とで比較してみると、図7のとおりで、この一年間に漁業就業者の平均年齢が、〇・三才高くなっている。

図6) 調査時点における漁業就業者の総数



第八回

兵庫県漁協婦人部大会開催さる

本月十四日、水産会館において、第八回兵庫県漁協婦人部大会が兵庫県漁協婦人部連合会の主催によって行はれた。早朝より或いは前日から県下漁協婦人部並びに関係者約三百名が一堂に参集し、来賓多数臨席のうら盛大に開催されました。午前十一時、大会の開会にあたり北井県婦連合会長より挨拶があり、続いて来賓祝辞として兵庫県副知事、県漁連会長、信漁連合会長の祝辞があつて、去る十月に東京で行はれた第七回全漁婦連大会及びブロック会議の報告があり、引続いて、兵庫県社会教育課の飯塚先生より「望ましい人間像」と題し講演があつた。

午後からは、例年とは変り、体験発表を行い、好評を博した。熱心に討議された結果大会決議、大会宣言を経て、午後三時過ぎ、第八回兵庫県漁協婦人部大会も盛会裡に閉会された。
尚、講演については、十二月号に掲載する予定です。

体験発表者

- 甲南漁協婦人部 津 ますえ
- 一本釣の副業について 濱坂漁協婦人部 加藤 よし
- 私たち婦人部の歩み 屏風浦漁協婦人部 橋 しな子
- 運動会によせて 福良漁協婦人部 村上 こきみ
- のり養殖の体験について 網干漁協婦人部 山本 ふじえ
- 私たちの歩み 沼島漁協婦人部 山田 房子

大会宣言

私たちはきびしい漁村生活の中にあって住みよい明るい豊かな漁村を築くことを念願として、あらゆる障害を克服しながら歩み続け懸命の努力を続けてまいりました。しかるに

沿岸漁業は依然不振を極め、加えて消費者物価の高騰などにより、漁家経済は圧迫され、いまなお漁村生活の向上を阻んでいると言うのが現状であります。

先きの通常国会で沿岸漁業振興法案が国会を通過、その制定をみ、構造改善事業が行はれ、又沿岸漁業者の久しく待望した漁業災害補償制度の確立へ漁民一丸となって全国的な運動が行はれ、その実現の見通しも明るく、漁村にも明るい夜明けが訪れようとしております。

このときにあたり、ここに県下漁村婦人を一堂に会し、私たち婦人部に課せられた使命の重大なることを再認し、全員決意を新たに漁業協同組合を中心として明るい村づくり運動の推進に前進し続けることを固く誓います。

右、宣言致します。

昭和三十八年十一月十四日

第八回兵庫県漁協婦人部大会

大会決議

- 一、漁業協同組合の行なう事業に対し全面的に協力いたします。
- 一、社会生活にマッチした知識を、広めるため漁村婦人の地位の向上

に努力します。

- 一、各婦人部間または、婦人部内に於いて意見交換の出来る機会を多く作ります。
- 一、次代をになう青少年の育成に努めます。

昭和三十八年十一月十四日

第八回兵庫県漁協婦人部大会

次に参加婦人部員から動議が出され、災害補償の制度が実現される様、強い要望があり、参加者全員の賛成を得て、次の様な決議をした。

特別決議

私たち漁村の日常生活は漁のよし悪しによって、たえず大きく左右されていますが、特に最近豪雪や長雨、冷水異変、或いは、毎年の様な台風等の災害によって、不安にさらされています。

こうした生活の不安をなくするためには、漁業の経営が守られて、いつでも安心して漁が出来るよう国の大きな助成のもとで、すべての漁業を含めた災害補償の制度が、三十九年度より、実現される様強く要望いたします。

右決議いたします。

昭和三十八年十一月十四日

兵庫県漁協婦人部大会

但馬漁業センター竣工

(設置概要)

沿革

但馬沿岸の中心部(香住町)に水産行政機関、試験研究機関、漁業団体の総合事務所を兵庫県で建設したもので現在までの経過次のとおりである。

昭和三十八年二月 建設予定地(水産庁日本海区水産研究所香住支部の一部)大蔵省より譲与

昭和三十八年三月 建設工事入札

(KK盛工務店落札)

昭和三十八年四月 起工式

昭和三十八年九月 定礎式

昭和三十八年十一月 竣工式(十一月十二日午前十一時)

設置目的

但馬地域開発の一環として沖合新漁場開発と新規漁業の振興とあわせて流通機構の改善を図るため、県の水産行政機関、試験研究機関、漁業団体等を総合的に集約して調整を図るとともに漁民の集会合等を利用して水産業の振興のため但馬漁業センター

敷地

敷地

総坪数 一、四二五平方メートル

本館敷地 一、二二五平方メートル

宿舎 〃 二〇〇平方メートル

建物

鉄筋コンクリート二階建

建築面積 四六七・七七平方メートル

床面積 八三三・二八平方メートル

一階 一ト

二階 三六八・六四平方メートル

二階 四六四・六八平方メートル

主な設備

一、音響装置

大会議室 マイク 二ヶ所

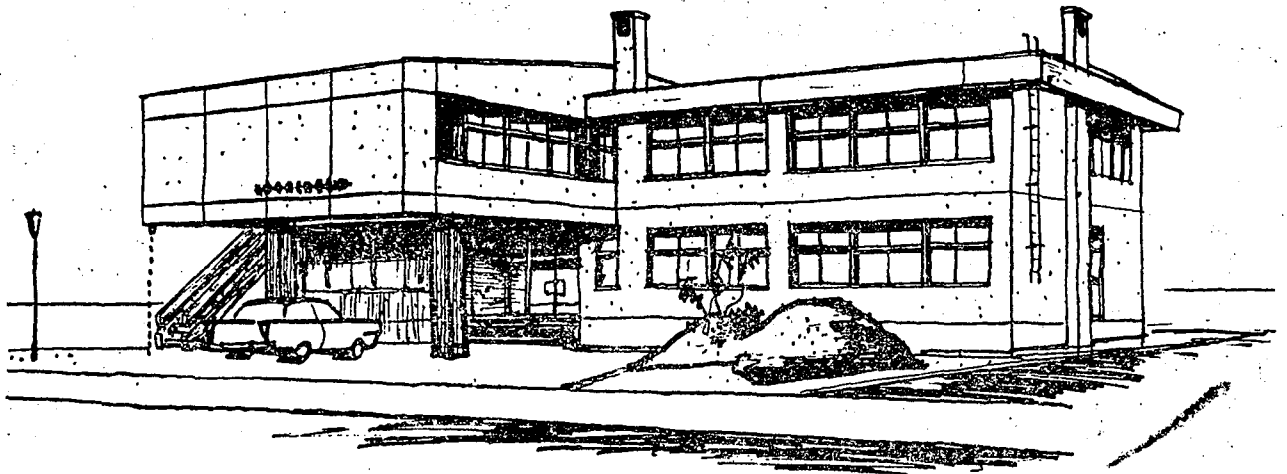
上下廊下 マイク 各一ヶ所

二、光線遮断装置

大会議室暗幕 六三平方メートル

三、交換装置

電話交換機 共電式10型無ひも



1963. 11. M.H.

(10×2)式

内線電話器 二十一ヶ(夜間直結用3ヶを含む)

四、手洗所

一階二階各一ヶ所 水洗式

入居する機関、団体

行政機関 兵庫県但馬水産指導室

但馬海区漁業調整委員会

試験研究機関 兵庫県水産試験場

但馬事務所

団体 但馬漁業協同組合連合会

兵庫県機船底曳網漁業協会

但馬漁船保険組合

全国水産業共済会但馬駐在所

所

兵庫区信用漁業協同組合連合会但馬支所

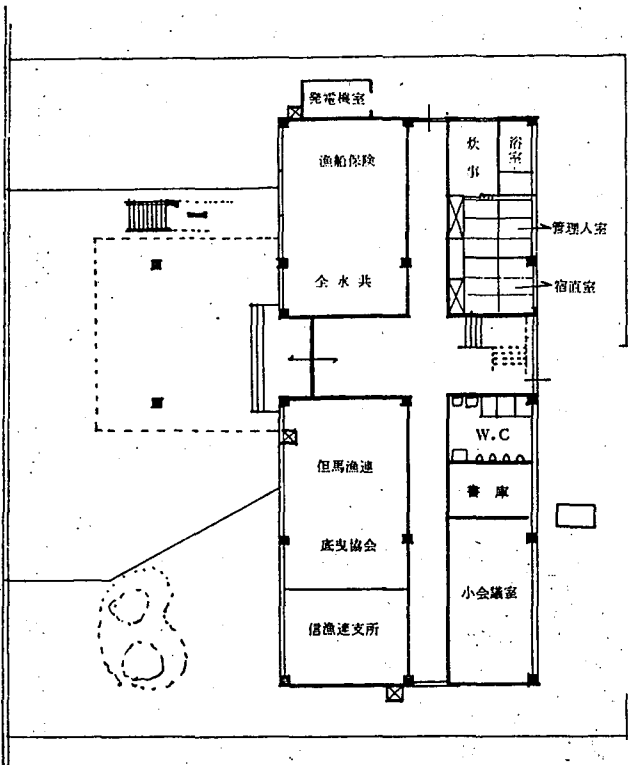
但馬漁業センター所在地

兵庫県城崎郡香住町香住字西歌崎

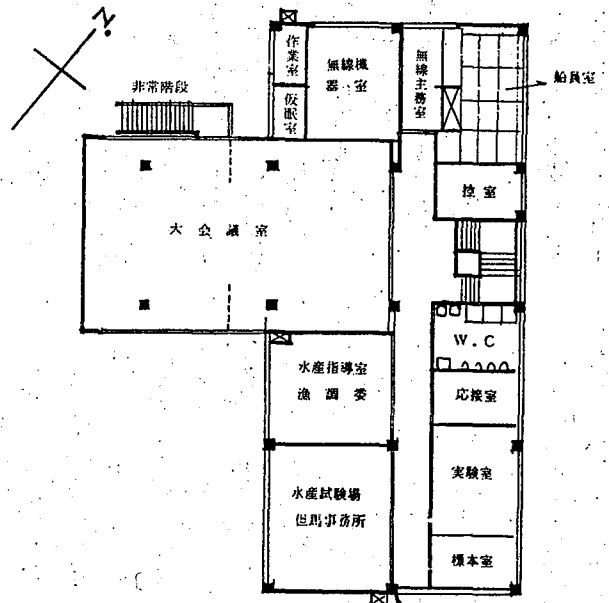
一三五二—4

電話(香住局)六一一番

六一二番六一三番



1階



2階

漁

港

(函)

漁港と題して

第八節 模範漁港管理規程例

漁港法第三十四条に、漁港管理者が漁港の維持管理をする場合つまり漁港管理者が管理する漁港施設の維持、保全及び運営等については、漁港管理規程即ち条例、規則を定めて適正なる漁港の維持管理をしなければならぬと云うことは既に述べたとおりであります。

そこで漁港の管理条例は何のようないかかと云うと、漁港法第三十四条第四項により昭和三十二年六月七日第十九回の漁港審議会において審査した模範漁港管理規程例を昭和三十三年七月五日付農林事務次官通達をもってその範例が達せられました。が、この模範例はあくまでも全国漁港の共通のものであって、塩釜や三崎、下関漁港の如き遠洋漁業の根拠地から、本県の如き沿岸漁業中心の漁港と種々大小取りませた漁港を勘

案して作られた模範規程であるのでその点留意の上模範例より加除して

当該漁港にマッチした管理条例なり規則を定めなければなりません。

模範漁港管理規程例

何々県(市町) 漁港管理条例

(又は何々漁港管理条例)

(目的)

第一条 この条例は、漁港法(昭和二十五年法律第三百三十七号)の規定に基づき、県(市町)が管理する漁港(以下「漁港」という)の維持管理について、必要な事項を定めることを目的とする。

(漁港施設の維持運営)

第二条 知事(市町長)は、県(市町)の管理する漁港施設(以下「甲種漁港施設」という)のうち基本施設、輸送施設及び漁港施設用地(公共施設用地に限る)について、毎年度その維持運営計画を定めるものとする。

2 知事(市町長)は、甲種漁港施設以外の漁港施設(以下「乙種漁港施設」という)の維持運営につ

いて必要があると認めるときは、当該施設の所有者又は占有者に対し、その維持運営に関する資料の提出を求め、又は必要な事項を勧告することができる。

3 知事(市町長)は、第一項の甲種漁港施設の維持運営計画を定めようとするとき、又は前項の規定により乙種漁港施設の所有者又は占有者に対して重要な勧告をしようとするときは、あらかじめ当該漁港の漁港管理会の意見を徴しなければならぬ。

(漁港の保全)

第三条 何人も、漁港の区域内において、みだりに漁港施設を損傷する行為その他漁港の機能を妨げる行為をしてはならない。

2 甲種漁港施設を滅失し、又は損傷した者は、直ちに知事(市町長)に届け出るとともに、知事(市町長)の指示に従い、これを原状に復し、又はその滅失若しくは損傷によって生じた損害を賠償しなければならぬ。ただし、その滅失又は損傷がその者の責に帰すべき事由によるものでないときは、この限りでない。

第四条 漁港の区域内の陸域で知事(市町長)が指定する区域(甲種

漁港施設である土地を除く)において、工作物の新築若しくは改築、土砂の採取又は土地の掘きくをしようとする者は、知事(市町長)の承認を受けなければならない。ただし規則で定める場合は、この限りでない。

2 知事(市町長)は、前項の規定による承認の申請があつた場合において、その申請に係る事項が漁港の保全に著しい支障を及ぼすものでない限り、同項の承認をしなければならぬ。

3 第一項の規定による指定は、漁港の保全のために必要な最小限度の区域に限ってするものとする。

4 知事(市町長)は、第一項の規定により同項の区域を指定し、又は廃止しようとするときは、一月前までにこれを公示しなければならない。

(港内の秩序維持)

第五条 知事(市町長)は、港内の秩序の維持のため特に必要があると認めるときは、港内に碇泊、停留又は係留(以下「停係泊」という)をする船舶に対して移動を命ずることができる。

(停係泊禁止区域)
第六条 知事(市町長)は、漁港の

区域内の水域の利用を適正に行わせるため必要があると認めるときは、水域の一部を停係泊禁止区域として指定することができる。

2 船舟又はいかだは、停係泊禁止区域においては、停係泊をしてはならない。ただし、知事(市町長)の許可を受けた場合は、この限りでない。

(危険物等についての制限)
第七条 爆発物その他の危険物(当該船舶の使用に供するものを除く)又は衛生上有害と認められるもの(以下「危険物等」という)を積載した船舟は、知事(市町長)の指示した場所でない限り停係泊をしてはならない。

2 危険物等の荷役をしようとする者は、知事(市町長)の許可を受けなければならない。

3 危険物等の種類は、規則で定める。

(放置物件の除去命令)

第八条 漁港の区域内の水域における漂流物、沈没物、その他の物件又は甲種漁港施設内に放置された物件が漁港の利用を著しく阻害するおそれがあるときは、知事(市町長)は、当該物件の所有者又は占有者に対し、その除去を命ずる

ことができる。

(係留施設における行為の制限)

第九条 甲種漁港施設である係留施設においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

一 船舟の係留に支障を及ぼすおそれのあるいかだその他の物件を係留すること。

二 漁獲物、漁具、漁業用資材又はその他の貨物(以下「漁獲物等」という)の陸揚又は、般積以外の目的でみだりに船舟を横づけすること。

三 当該施設の保全に支障を及ぼす程度に漁獲物等を積み上げること。

四 漁獲物等をみだりに長期間置いておくこと。

(陸揚輸送等の区域における利用の調整)

第十条 知事(市町長)は漁港の区域の一部を陸揚輸送及び出漁準備のための区域として指定することができる。

2 知事(市町長)は、前項の指定区域内にある甲種漁港施設の運営上必要があると認めるときは、当該漁港施設において漁獲物等の陸揚又は船積を行う者に対し、陸揚又は船積を行う場所を又は時間そ

他の事項につき必要な指示をすることができる。

3 船舟は、前項の甲種漁港施設において漁獲物等の陸揚及び船積が終ったときは、すみやかに第一項の指定区域外に移動しなければならない。ただし、当該区域の利用上支障がないと認めて知事(市町長)が許可した場合は、この限りでない。

4 第二項の甲種漁港施設の利用者は、漁獲物等の陸揚又は船積が終ったときは、直ちにその陸揚又は船積を行った場所を清掃しなければならない。

(利用の届出)
第十一条 甲種漁港施設(航路を除く)を利用しようとする者は、あらかじめ知事(市町長)に届け出なければならない。

(占用の許可等)
第十二条 甲種漁港施設を占用し、又は当該施設に定着する工作物を新築し、増築し、若しくは除去しようとする者は、知事(市町長)の許可を受けなければならない。

2 知事(市町長)は、前項の許可に甲種漁港施設の利用上必要な条件を附することができる。

3 第一項の占用の期間は、一月(

工作物の設置を目的とする占用にあっては、一年)をこえることができる。ただし、知事(市町長)が特別の必要があると認めた場合においては、この限りでない。

(利用料等)
第十三条 甲種漁港施設を利用する者からは、別表に掲げる利用料、使用料又は占用料(以下「利用料等」という)を徴収する。

2 利用料等は、前納しなければならない。ただし、知事(市町長)の承認を受けたときは、この限りでない。

3 知事(市町長)は、特別の事由があるとき認めるときは、利用料等を減免し、又は分納させることができる。

4 既納の利用料等は、返還しない。ただし、知事において利用者の責に帰することができない事由があるとき認めるときは、この限りでない。

(入出港届)
第十四条 船舟は、漁港に入港したとき、又は当該漁港を出港しようとするときは、すみやかに知事(市町長)に届け出なければならない。ただし、監視船、警備船その他公務に従事する船舟について

は、この限りでない。

(監督処分)

第十五条知事(市町長)は、次の各号の一に該当する者に対し、その許可若しくは承認を取り消し、その許可に附した条件に変更し、又はその行為の中止、既に設置した工作物の改築、移転、除去、当該工作物により生ずべき漁港の保全上若しくは利用上の障害を、予防するために必要な施設をすること若しくは原状の回復を命ずることが出来る。

- 一 第四条第一項又は第十二条第一項の規定に違反した者
 - 二 第十二条第一項の規定による許可に附した条件に違反した者
 - 三 偽りその他不正な手段により
 - 第四条第一項の規定による承認又は第十二条第一項の規定による許可を受けた者
- (公益上の必要による許可の取消等及び損失補償)

第十六条 知事(市町長)は、漁港修築事業その他の漁港の工事の施工又は漁港の維持管理のため特に必要があると認めるときは、第四条第一項の規定による承認若しくは第十二条第一項の規定による許可を受けた者に対し、前条に規定

する処分をし、又は同条に規定する必要な措置を命ずることが出来る。

2 前項の規定による処分又は命令により損失を受けた者に対しては、県(市町)は、通常生ずべき損失を補償するものとする。

(罰則)

第十七条 次の各号の一に該当する者に対し、二千円以下の過料を科する。

- 一 第四条第一項の規定に違反した者
- 二 第五条の規定による知事(市町長)の命令に従わない者
- 三 第六条第二項又は第七条第一項若しくは第二項の規定に違反した者
- 四 第八条の規定による知事(市町長)の命令に従わない者
- 五 第九条、第十条第三項、第十二条第一項又は第十四条の規定に違反した者
- 六 第十五条又は第十六条第一項の規定による知事(市町長)の命令に違反した者
- 第十八条 偽りその他不正な手段により利用料等の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額以下の過料を科

する。

(補則)

第十九条 この条例の施行について必要な事項は、知事(市町長)が定める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。以上が模範漁港管理条例であります。(本項は次号に続く)

研究課題

コンクリート工事について

第十四節 混合の良否

混合とは設計配合のセメント、水、砂、砂利を適度に練合せることである。コンクリート工事は何処でも見受けられるものであるし、誰でもやれそうであるが、今迄厳選した材料が最後の練方が悪かったため、破壊の原因となることが多い。

誰でも練れるコンクリートであるが、出来上りは強度、水密性、耐久性に影響するところは非常に大きいので施工に当っては熟練した技術が必要となり、施工にむらがなく均一に最良の練方で行わなければならないので以下順を追って正しい練方について述べて見よう。

て述べて見よう。

一 コンクリート材料の運搬

セメントは、一日の作業量分だけ倉庫から到着順に練り場所に運搬しておく。

セメント一袋を材料計量の単位として用いるときには、袋の口を開くだけにしておき、袋から直ちに練台又はミキサの材料受にあけるのがよい。すべて運搬の作業には、往路と帰路とを一定しておき、循環的に材料を運搬できるように配置しておくこと。

二 練り混ぜ作業

骨材の表面に、セメント、ペーストをよくこすりつけ、またコンクリートができるだけ均等なものになるように、コンクリート材料を練り混ぜること。

練り混ぜは、機械練を原則とし、特別の小工事の場合だけ手練りする。

コンクリートは練り混ぜた後、型枠に打込むまでの時間は温暖で乾燥しているときで一時間以内、低温で湿っているときで二時間以内、これを打ち終ることが必要である。これらの時間を超過したコンクリートは必ず捨てることである。

三 手練り

鉄筋コンクリートその他の場合で
手練りを用いるときには、次の入念
な方法によらなければならぬ。
砂を練台の上に広げる。

その上にセメントを広げる。
シャベルで三〜四回切返す。

如露の類で使用水量の八〇%位の
量を加える。

シャベルで三回以上切返えし完全
なモルタルを造り練台に広げる。

粗骨材を入れ、残りの水を加え
ながら切返えし、少くとも六回以
上切返えし、モルタルが全く一様
に粗骨材をつつみ、全体が均等質
のコンクリートにする。

普通行われている手練の方法は、
前記に準じ砂とセメントをカラ練つ
まり水を入れずに練り、練台に広げ
その上に粗骨材を加え水を乍ら6
回以上切返えす。

四 機械練り

一回に練上げる量だけのコンク
ト材料をこれに入れて練り上げ、こ
れをハキ出したのち、更に次の材料
を入れて練るのである。

ミキサ―に材料を入れる順序は、
先づ水量の八〇%の水とセメントを
入れてセメントペーストを造り、こ
れに骨材を加えて練り混ぜる。

ミキサ―の時間は、練り上りが均

等な色合になるまで練り混ぜること
が大切、で粗骨材を入れてから一〜
二分間混合することが必要である。

以上で大要を述べたが、練り混ぜ
時間の強度に及ぼす影響は相当大き
く硬化の促進が二〇〜三〇%位異な
ることは試験結果により判明してい
るので充分練り混ぜることが大切で
ある。(次号は第十五節型枠工作)

漁港協会だより

◎去る八月一日神戸市主催の許に第
三次漁港整備計画に伴なう垂水漁
港修築事業の起工式が盛大に開催
されました

計画その他細部については九月号
「垂水漁港の起工」欄に登載致し
ました。

◎第三十二回漁港協会役員会を左記
により開催しました

日時 昭和三十八年八月八日

自一三、一〇 至一五、五〇

場所 南淡町 南淡路国民休暇村

主催 兵庫県漁港協会

出席 西会長 島野、長副会長 木
下、河合、山福、森理事西上

松下監事

泉水産課 佐竹漁港係長
齊藤技師

協会 高橋 雇

議題 第五号議案兵庫県漁港協会会員

相互の協定事項改正について

二 第六号議案昭和三十八年度収支
予算書(案)

三 第七号議案特別会費の負担率に
ついて

四 その他

◎第十二回兵庫県漁港協会通常総会
を左記により開催しました

日時 昭和三十八年八月八日

自一六、一五 至一八、〇〇

場所 南淡町南淡路国民休暇村

次集 七十四名

開会の司

西漁港協会会長挨拶

植田農林部次長挨拶

会務報告

西会長議長就任

一 昭和三十七年度収支決算

二 同 剰余金処分

三 同 事業計画

四 兵庫県漁港協会規約一部改正

五 兵庫県漁港協会会員相互の協
定事項一部改正

六 昭和三十八年度収支予算

七 特別会費の負担率

閉会の司

右何れも全員異議なく議案可決し

夕食後宿泊、翌九日十日香川県内漁

港視察の予定であったが台風のため
視察を取消し九日一〇、〇〇解散

す。

◎十二回近畿漁港ブロック協議会が
鳥取県漁港協会主催の許に左記に
より協議会が開催されました

日時 昭和三十八年八月九日十日

場所 鳥取県内 皆生温泉清風荘

主催 鳥取県漁港協会

主集 近畿漁港ブロック協会
本県 大西課長補佐

田尾技師補

次集

開会の司

鳥取県漁港協会会長挨拶

鳥取県知事挨拶

水産庁漁港部長挨拶

全国漁港協会会長挨拶

議事

一 各府県漁港協会提出議題

二 第十五回全国漁港大会提出議
案

三 第十三回近畿漁港ブロック協
議会開催地

閉会の司

協議会終了後、懇親会に移り全員

同地に宿泊、翌十日降雨のためバス

車中より境漁の視察を行い一四、三

〇米子駅にて解散した。

◎昭和三十七年度農林省関係公共事

業の会計実地検査が実施され、漁

港関係については次のとおりであ
りました。

八月十三日 妻鹿漁港(県管理)

飯屋漁港(〃〃)

塩屋、垂水、舞子漁港

(神戸市)

炬口漁港(洲本市)

八月十四日 沼島漁港(県管理)

林崎、藤江(明石市)

灘、黒岩、吉野漁港

(南淡町)

八月十五日 丸山、浜坂、家島漁港

(県管理)

阿那賀漁港(西淡町)

坊勢漁港(家島町)

三尾漁港(浜坂町)

八月十六日 須井漁港(竹野町)

鳥飼漁港(五色町)

八月十七日 育波漁港(県管理)

浅野漁港(北淡町)

◎漁港関係公共事業について水産庁

の事業成功認定が左記により実施

されました

水産庁 山田技官 三橋技官

九月二日 成功認定 育波、尾崎、丸山漁港

視察漁港 垂水、野島、富島漁港

九月三日 成功認定 生穂、飯屋、妻鹿漁港

視察漁港 林崎、藤江漁港

九月四日 成功認定 湯村井筒屋泊

浜坂漁港

九月五日 神戸よし川泊

成功認定 香住漁港

書類取りまとめ

九月六日 神戸発大阪府着

◎第十一回漁港事務担当者連絡協議

会が左記により開催されま た

日時 自九月二十日一〇、三〇

至九月二十一日一二、〇〇

場所 神戸市 水産会館

主催 兵庫県農林部水産課

出席 県大西課長補佐、佐竹係長

外六名

市町職員 一六名

建設業者 二七名

議題

第一日 十月二十日

一 漁港工事全般について

二 三十七年度会計検査院決算実地

検査経過について

三 今後における工事施工に関する

処置について

第二日 十月二十一日

一 漁港関係工事事務費、工事雑費

における備品の取扱いについて

二 海岸保全区域における占用等に

関する規則及び漁港管理条例につ

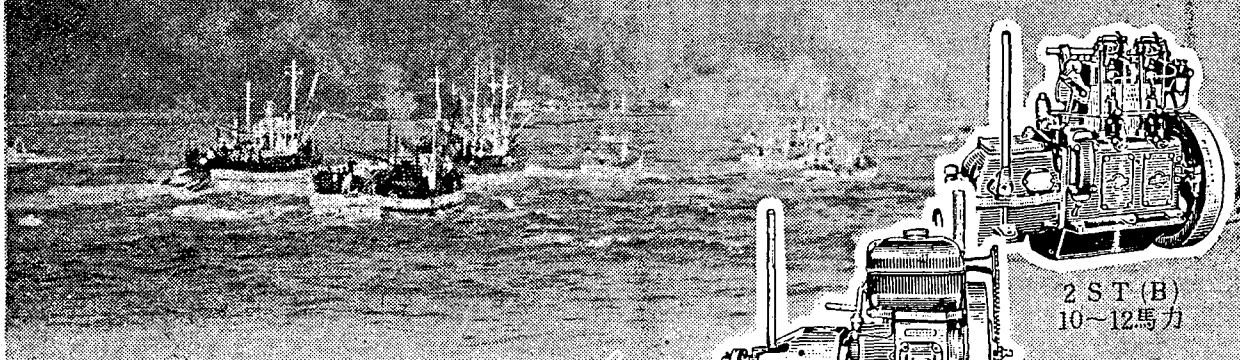
いて

三 漁港台帳の整備について

四 その他連絡事項、打合せにつ

早く漁場へ...早く市場へ...

創業50年



漁船主機用 3-800馬力

2ST(B) 10-12馬力

NTS85 4馬力

NTS70R 3馬力

YANMAR DIESEL ENGINE CO LTD



ヤンマーディーゼル株式会社

本社 大阪 市北 区茶 屋町
支店 大阪 東京 福岡 札幌 高松 広島
出張所 金沢 岡山 旭川 大分

水試ニエビス

○ヨシエビの人工飼育すすむ

赤穂

ヨシエビ(通称シラサ)はクルマエビに次ぐ重要な種類である。

今夏、水試赤穂の採苗場でヨシエビ幼生の飼育を行ない、人工ふ化から種エビまで飼育することができたので、そのあらましをお知らせする。

漁獲したなかから、脊部に黄緑色の卵がはつきり見えるよく成熟した親エビを選別し、海水を満した水槽に放しておく、その日の夜間か、次の日の夜には産卵する。良好な卵であれば産出された翌朝十時頃にはふ化してノープリウスになる。(エビ類の幼生ふ化した当時は、ノープリウス、ゾエア、ミスなどと呼ばれるエビの形をしないプランクトンの時代を経てから親エビの形になる)変態はクルマエビと同様で、ノープリウスは六回脱皮の後、ゾエアに変態する。ゾエアになると摂餌するようになるので、スケルトネマ、

キートセラス(植物性プランクトン的一种)等浮游ケイ藻類や、アオサ胞子を与え飼育する。この期に三回脱皮した後、ミスに変態する。ミスは動物性の餌をとるのでアルテミヤ(プライン、シコリンブ)のノープリウスやマガキ受精卵を与える。ミス期には三回脱皮した後稚エビとなる。幼生は、ノープリウス期にはほとんど斃死しないが、ゾエア期は斃死が多く、歩留りは五〜三八%で、飼育槽によっては全部斃死してしまう場合もある。ミス期になると斃死は少なくなり、歩留りは二四〜八二%である。ふ化直後から稚エビに変態するまでの飼育全期間の歩留りは最低一・二%、最高一三七%であった。ふ化から稚エビまでの飼育日数は、投与した餌の量や種類によって差があるが、最短は四日間、最長は二〇日間であった。幼生の飼育はガラス水槽(一五リットル)、カメ(四〇リットル)、円型コンクリート水槽(一五〇リットル)木槽(六〇〇リットル)等の容器を用い、止水でエヤーコンプレッサーで曝気した。どの容器でも飼育することができた。

ヨシエビの産卵数は約一〇万前後と推定される。本試験で得た最高歩留りは一三・七%であったので、ふ化幼生を良好な状態で飼育すれば、一尾の親エビから一尾以上の稚エビが得られることになる。幼生は割合容易に飼育できるので、増殖用種苗としての生産は可能と思われる。赤穂の採苗場で六月末〜七月末の間ふ化したヨシエビ幼生は、十月末現在、大きいもので体長五六ミリメートル、平均四八ミリメートルに成長している。(竹田)

○魚類人工乾燥機設置状況
兵水式三四型乾燥機
高知市
大丸海産KK(十一月初旬竣工)
岩手県宮古市
全漁連直営工場(工事中)
高知県田野町
片山水産加工場(十一月末着工)
香住町
鎌清水産加工場(十二月着工)
京都府伊根町
蒲入漁協加工部(工事中)
兵水式単一吸引型乾燥機(新型)
豊岡市津居山
佐藤水産加工場(十二月着工)
兵水式台車不動型乾燥機(新型仮称)
豊岡市田結
榎本水産加工場(十二月着工)
(指導・製造課)

○水産調味加工講習会のお知らせ
期日 十一月下旬
場所 香住町水産加工組合
主催 香住町水青会
講師 助川製造課長

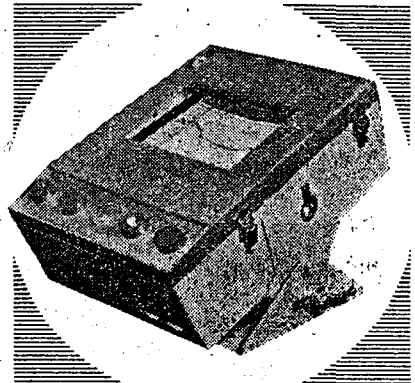
NEC の技術を誇る画期的な沿岸漁業用魚探機

オールトランジスタ
FC 10
無接点方式

手入れのいらぬ無接点
半永久的なトランジスタ
電力が少なく経済的
何処でも使える小型、軽量
大きな窓で見易い記録

海上電機株式会社

本社 東京都千代田区神田錦町1-19 電話東京(291)2611-3 8181-3
神戸営業所 神戸市生田区明石町32(明海ビル) 電話(31)2628・3701 (39)2380



発行所 神戸市兵庫区新在家町 123 兵庫県立水産会館内 兵庫県漁業協同組合連合会
発行人 三浦清太郎